

多摩市告示第 1 6 9 号

多摩市契約における暴力団等排除措置要綱を次のとおり定める。

平成 2 2 年 3 月 3 1 日

多摩市長 渡 辺 幸 子

多摩市契約における暴力団等排除措置要綱

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、多摩市（以下「市」という。）が発注する工事等の契約から暴力団等の介入を排除する措置について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

工事等の契約 建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事、測量、建設コンサルタント業務、物品の購入、業務委託、役務の提供等の契約及び財産の買入れ、売払い、貸付契約等をいう。

入札参加資格 市が発注する工事等の契約に関し、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 及び第 1 6 7 条の 5 に基づく一般競争入札の参加資格並びに同令第 1 6 7 条の 1 1 に基づく指名競争入札の参加資格という。

暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団という。

暴力団員等 暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。

(入札参加除外措置)

第 3 条 市長は、入札参加資格を有する者（以下「入札参加資格者」という。）である個人又は法人の役員若しくは使用人が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、多摩市契約業務不正防止委員会設置要綱（平成 1 7 年多摩市告示第 3 3 0 号）に規定する多摩市契約業務不正防止委員会（以下「委員会」という。）の審議を経て、当該入札参加資格者を市が発注する工事等の契約から排除する措置（以下「入札参加除外措置」という。）を行うものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、委員会の審議を経ることなく、当該入札参加資格者に対して入札参加除外措置を行うことができる。

暴力団員等であるとき、又は暴力団員等が入札参加資格者の経営に実質的に関与しているとき。

いかなる名義であるかを問わず、暴力団員等に対して金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与え、又は便宜を供与する等、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしていると認められるとき。

前 3 号に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるような関係を有していると認められるとき。

自らが行う契約において、その相手方が前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、契約したと認められるとき。

次条の勧告を受けた日から１年以内に、再度勧告に相当する行為があったとき。

- 2 前項の規定に基づき入札参加除外措置を行ったときは、多摩市入札参加除外措置通知書（第１号様式）により通知するものとする。
- 3 市長は、第２項の規定に基づき入札参加除外措置を行った日から２４月経過し、かつ、入札参加除外者（入札参加除外措置を受けた入札参加資格者をいう。以下同じ。）から入札参加除外措置の解除の申請があり、当該入札参加除外者が同項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、委員会の審議を経て、当該入札参加除外措置を解除することができる。この場合において市長は、同項各号のいずれにも該当する事実がないことを証明する書面等の提出を求めることができる。
- 4 前項の規定に基づく入札参加除外措置の解除の申請は、多摩市入札参加除外措置解除申請書（第２号様式）により行うものとする。
- 5 第３項の規定に基づき入札参加除外措置の解除を行ったときは、多摩市入札参加除外措置解除決定通知書（第３号様式）により通知するものとする。

（勧告措置等）

第４条 市長は、前条の規定に基づく入札参加除外措置を行わない場合において、この要綱の趣旨に照らし必要があると認めるときは、委員会の審議を経て、当該入札参加資格者に対し、勧告又は注意の喚起（以下「勧告等」という。）を行うことができる。ただし、市長が必要と認めるときは、委員会の審議を経ることなく、当該入札参加資格者に対して勧告等を行うことができる。

- 2 前項の規定に基づく勧告は、多摩市暴力団等排除措置に関する勧告書（第４号様式）により行うものとする。

（入札参加除外措置の公表）

第５条 市長は、第３条の規定に基づき入札参加除外措置を行ったときは、入札参加除外者の商号又は名称、入札参加除外事由等を公表するものとする。ただし、多摩市個人情報保護条例（平成１１年多摩市条例第１号）の目的に照らし、公表することが適切でない情報は除くものとする。

（入札参加資格者の審査における排除）

第６条 市長は、多摩市契約事務規則（昭和３９年多摩市規則第１０号）第５条又は同条を準用する第３２条に規定する資格審査を行うに当たり、入札参加除外者の入札参加資格を認めてはならない。

（一般競争入札からの排除）

第７条 市長は、工事等の契約に係る一般競争入札を行うに当たり、入札参加除外者の入札参加又はその資格を認めてはならない。

- 2 市長は、入札参加又はその資格を認めた者が契約の締結までの間に入札除外措置を受けたときは、当該入札参加又はその資格を取消し、又は契約の締結を行わないものとする。
- 3 前２項に規定する措置は、あらかじめ入札公告において周知するものとする。
- 4 市長は、第２項の規定により当該入札参加の資格を取消したときは、当該入札参加除

外者に通知するものとする。

5 前各項の規定は、せり売りを行う場合について準用する。

（指名競争入札からの排除）

第8条 市長は、工事等の契約に係る指名競争入札を行うに当たり、入札参加除外者を指名してはならない。

2 市長は、指名を受けた者が契約の締結までの間に入札除外措置を受けたときは、当該指名の取消し又は契約の締結を行わないものとする。

3 市長は、前項の規定により指名の取消しを行ったときは、当該入札参加除外者に通知するものとする。

（随意契約からの排除）

第9条 市長は、必要やむを得ない場合を除き、入札参加除外者を随意契約の相手方としてではない。

（下請負等の禁止等）

第10条 市長は、入札参加除外者が、市が発注する工事等の契約の全部又は一部について下請負を行い、又は受託を行うことを承認しないものとする。

（準用）

第11条 第3条及び第7条から前条までの規定は、入札参加除外者を構成員とする特定建設共同体について準用する。

（契約の解除）

第12条 市長は、市が発注する工事等の契約の相手方が入札参加除外措置を受けた場合に、当該契約の解除ができるように契約条項を整えるものとする。

（不当介入に対する措置）

第13条 市長は、市が発注する工事等の契約に係る契約の相手方が当該契約の履行に当たって、暴力団員等又はその関係者から工事妨害等の不当介入又は下請参入等の不当要求（以下これらを「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに報告を求め、警察へ届け出るよう指導しなければならない。

2 市長は、市が発注する工事等の契約に係る契約の相手方が直接又は間接に指揮又は監督等を行うべき下請負人又は受託者（以下「下請負人等」という。）が暴力団員等から不当介入を受けたときは、当該契約の相手方が当該下請負人等に対し報告を求め、警察へ届け出るよう指導するように求めるものとする。

3 課長は、市が発注する工事等の契約に係る契約の相手方又は下請負人等が前2項の不当介入を受け、当該契約の履行の遅延等が発生する恐れがあると認められるときは、当該契約の相手方が前2項の規定に基づき適切な報告、届出又は指導を行ったと認められる場合に限り、必要に応じて、工程の調整、履行期限の延長等の措置を講じるものとする。

（関係機関との連携）

第14条 市長は、警察等関係機関との密接な連携のもとに、この要綱の規定に基づく事務を行うものとする。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が委員会の審議を経てその

措置を決定する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

(多摩市契約業務不正防止委員会設置要綱の一部改正)

2 多摩市契約業務不正防止委員会設置要綱の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の網かけ部分については改正後の欄の網かけ部分に改め、改正後の欄にのみ存在する網かけ部分については、これを加える。

改正後	改正前
(所掌事項) 第 2 条 委員会 は、次に掲げる事項について審議し、その結果を市長に報告する。 (1) 談合情報がもたらされた入札の執行、契約の締結及び解除の適否に関する事 こと。 (2) 公正取引委員会への通報に関する事 こと。 (3) 多摩市契約業務に係る不正な働きかけへの対応に関する要綱 (平成 17 年多摩市告示第 329 号) 第 7 条に規定する不正な働きかけの内容に応じた必要な措置に関する事 こと。 (4) 多摩市契約における暴力団等排除措置要綱 (平成 22 年多摩市告示第 号) 第 3 条に規定する入札参加資格者を市が発注する工事等の契約から排除する措置に関する事 こと。 (5) その他契約業務における不正防止に関する事 こと。	(所掌事項) 第 2 条 委員会 は、次に掲げる事項について審議し、その結果を市長に報告する。 (1) 談合情報がもたらされた入札の執行、契約の締結及び解除の適否に関する事 こと。 (2) 公正取引委員会への通報に関する事 こと。 (3) 多摩市契約業務に係る不正な働きかけへの対応に関する要綱 (平成 17 年多摩市告示第 329 号) 第 7 条に規定する不正な働きかけの内容に応じた必要な措置に関する事 こと。 (4) その他契約業務における不正防止に関する事 こと。

第 号
年 月 日

殿

多摩市長

多摩市入札参加除外措置決定通知書

多摩市契約における暴力団等排除措置要綱第 3 条第 2 項の規定により、入札参加除外措置を下記のとおり行うこととしたので、通知します。

記

1 入札参加除外期間

多摩市契約における暴力団等排除措置要綱第 3 条第 1 項各号のいずれにも該当しないと市長が認め、同条第 3 項の規定に基づき当該措置の解除を行うまで。

2 入札参加除外措置を行う理由

多摩市契約における暴力団等排除措置要綱第 3 条第 1 項第 号に該当すると認められるため。

3 入札参加除外措置の内容

第 2 号様式（第 3 条関係）

年 月 日

多摩市長 殿

所 在 地

名 称

代表者（契約代理人）氏名

印

多摩市入札参加除外措置解除申請書

当社は平成 年 月 日付 第 号にて入札参加除外措置を受けていますが、現在、暴力団等との関係を有しておらず、多摩市契約における暴力団等排除措置要綱第 3 条第 1 項各号のいずれにも該当していません。

よって、多摩市契約における暴力団等排除措置要綱第 3 条第 4 項の規定により、下記のとおり、入札参加除外措置の解除を申請します。

記

1 入札参加除外措置の理由

2 添付書類

誓約書

再発防止策

第 号
年 月 日

殿

多摩市長

多摩市入札参加除外措置解除決定通知書

年 月 日付けで申請のあった入札参加除外措置の解除について、多摩市契約における暴力団等排除措置要綱第 3 条第 5 項の規定により、当該措置を下記のとおり解除することとしたので、通知します。

記

- 1 入札参加除外措置の解除理由
- 2 入札参加除外措置を解除する日

年 月 日

第 号
年 月 日

殿

多摩市長

多摩市暴力団等排除措置に関する勧告書

貴社は、多摩市契約における暴力団等排除措置要綱第 3 条第 1 項第 号に掲げる行為があると認められましたが、その相手方が暴力団関係者であることを認識していた可能性が低いと思料されます。

したがって、入札参加除外措置は行いませんが、多摩市契約における暴力団等排除措置要綱第 4 条第 2 項の規定により勧告しますので、下記のとおり通知します。

記

1 勧告内容

2 勧告理由